

令和7年11月6日

各位

株式会社リョウワ

令和3年6月6日から翌7日に当社工場にて発生した処理未了の汚泥水が漏洩する事故（以下「本件事故」といいます）につきまして、近隣の皆様や関係者の皆様に多大なご迷惑、ご不安をお掛けしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

本件事故につきまして、諏訪東部漁業協同組合様が民事調停を申し立てられ、以後、調停において話し合いを行って参りましたところ、令和7年10月27日、当社が諏訪東部漁業協同組合様に解決金として180万円を支払う等の内容の調停が成立し、当社より180万円を送金致しました。

諏訪東部漁業協同組合様をはじめ、本件事故により被った損害についてご申告いただきました皆様とは、これまで個別に協議をし、賠償を完了しておりますが、今後も本件事故の反省を忘れず、再発防止を徹底し、地域の皆様に安心していただける取り組みを継続して参ります。